

記入・提出上の注意

- ア 必要事項をもれなく記入し、必要書類を添付してください。
- イ 「2 貸付関連申告事項」中、「(6) 当共済組合からの借入状況」欄中、今回、共済組合に新規申込みをする貸付けの毎月償還額及び期末手当等償還額については、償還方法に応じ、当共済組合の償還表による金額を記入してください。
- ウ 「2 貸付関連申告事項」中、申込人に連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入を行う場合においては、「(7) 他の金融機関からの借入状況」の申告を「有」としてください。
 なお、当該借入金の償還表の写しに加え、連帯債務者であることが確認できる契約書類等の写しを添付してください。
 また、当該借入金については、「(8) 他の金融機関からの借入状況の詳細」欄中の「毎月償還額(円)」欄及び「期末手当等償還額(円)」欄には、当該借入金の償還表に掲載されている毎月償還額及び期末手当等償還額の1/2の額(円未満四捨五入)を記入してください。
- エ 「2 貸付関連申告事項」中、「(13) 貸付金振込口座」は、次に掲載する金融機関のうち、新潟県内の本・支店、出張所の普通口座(組合員名義口座に限る。)を記入ください。
 ① 銀行(ゆうちょ銀行を除く。)
 ② 信託銀行
 ③ 信用金庫
 ④ 信用組合
 ⑤ 労働金庫
 ⑥ 農業協同組合
- オ 次に該当する場合は、貸付けすることができません。(短時間勤務職員は「給料」を「報酬」に読み替えてください。)
 ① 給料の全部の支給が停止されているとき(介護休暇、育児休業、看護休業、退職等により給料の全部が停止されている場合を含む。)
 ② 懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。
 ③ 「2 貸付関連申告事項」中、「(11) 給料額に対する毎月償還額の割合」又は「(12) みなし年収額に対する年間償還額の割合」が30%を超えているとき。
 ④ 給料の差押えを受けているとき。
 ⑤ 当共済組合貸付規則施行細則に規定する貸付事故者となったとき。
- カ 次に該当する場合は、貸付金未償還金を即時に償還いただくことになります。
 ① 組合員の資格を失ったとき(高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。)
 ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 ③ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
 ④ 貸付規則に違反したとき。
- キ 当共済組合の貸付事業は地方公務員等共済組合法第112条に規定する福祉事業であることから、必要に応じて、申込内容の事実を確認するための資料等の提出を求めることがあります。

[住宅貸付等の限度額算定に係る別表]

別表1

組合員期間	給料月額に乗じる月数
1年以上6年未満	7月
6年以上11年未満	15月
11年以上16年未満	22月
16年以上20年未満	28月
20年以上25年未満	43月
25年以上30年未満	60月
30年以上	69月

*貸付限度額は、給料の減額の有無に関わらず、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する「給料表」により算定。

(ただし、条例の規定により「給料表」を読み替えている場合は、読み替え後の「給料表」により算定。)

*別表1による住宅貸付の上限は、毎月償還のみの場合は1,600万円、毎月償還と期末手当等償還を併用する場合は1,800万円となります。

*別表1による災害住宅貸付の上限は、1,800万円となります。

*別表1による災害再貸付の上限は、1,900万円となります。

別表2

最低保障額			
住宅貸付・災害住宅貸付		災害再貸付	
組合員期間	最低保障額	組合員期間	最低保障額
3年未満	100万円	3年未満	150万円
3年以上7年未満	400万円	3年以上7年未満	450万円
7年以上12年未満	700万円	7年以上12年未満	750万円
12年以上17年未満	900万円	12年以上17年未満	950万円
17年以上	1,100万円	17年以上	1,150万円

*要介護者に配慮した住宅を新築、増築、改築等するときは、最高限度額(最低保障額)に300万円を加算した額を限度に借入れることができます。

*住宅貸付又は災害貸付を借受けており、災害再貸付を借入れる場合は、住宅貸付又は災害住宅貸付の未償還金を全額償還することが必要となります。

【照会先】

新潟県市町村職員共済組合福祉課

電話番号：025-285-5414(直通)

FAX：025-285-5400

E-mail：fukushi@kyousai-niigata.jp

URL：http://www.kyousai-niigata.jp